

令和8年度地方税制改正に伴う 成田市国民健康保険税条例の一部改正について

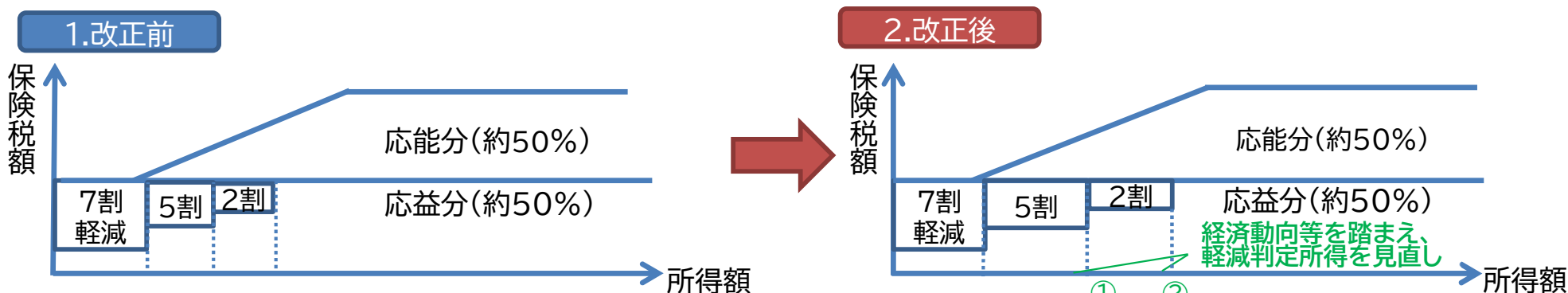
令和8年3月定例会
3月6日 教育民生常任委員会資料

令和8年度地方税制改正による地方税法施行令の一部改正に伴い、

(1) 国民健康保険税の低所得者軽減の対象となる所得の基準について、

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を31万円(現行:30万5千円)に引き上げる予定
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を57万円(現行:56万円)に引き上げる予定

低所得者軽減の対象となる所得の基準の推移



【改正前(令和7年度)】

7割軽減 = 被保険者の合計所得が43万円
5割軽減 = 43万円 + 30万5千円 × (被保険者数※)
2割軽減 = 43万円 + 56万円 × (被保険者数※)

【改正後(令和8年度)】

7割軽減 = 被保険者の合計所得が43万円
5割軽減 = 43万円 + 31万円 × (被保険者数※)
2割軽減 = 43万円 + 57万円 × (被保険者数※)

上記計算式にそれぞれ10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を加算する。

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【影響額等】 約160万円の減額 (減額分は、保険基盤安定負担金による一般会計からの繰入)

(2) 子ども・子育て支援納付金課税分について、

- ① 課税限度額を3万円と規定する予定
- ② 低所得者、未就学児、出産被保険者、18歳未満被保険者に対する国民健康保険税の軽減措置を規定する予定